

税理士法施行令及び国税審議会令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

改正前

(税理士法施行令の一部改正)

第一条 税理士法施行令(昭和二十六年政令第二百十六号)の一部を次のように改正する。

(税理士会の通知)

第六条の三 省略

2 前項の規定は、税理士会が法第四十八条第二項において準用する法第四十七条第二項の規定により財務大臣に通知する場合について準用する。

(税理士会の設立)

第七条 省略

2 設立委員が設立総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、会日より二週間前までに、会員となるべき税理士に書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により通知するとともに、国税庁長官に報告しなければならない。

3 省略

4 会員となるべき税理士で設立総会に出席することができないものは、あらかじめ会議の目的となる事項について賛否の意見を明らかにした書面又は電磁的記録をもつて出席者に委任して、その議決権を行使することができる。

5・6 省略

(税理士会の会則の変更)

第七条の二 法第四十九条の二三項に規定する政令で定める重要な事項は、同条第二項第四号から第十一号までに掲げる事項とする。

2・3 省略

(税理士会の通知)

第六条の三 同上

(税理士会の設立)

第七条 同上

2 設立委員が設立総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、会日より二週間前までに、会員となるべき税理士に書面で通知するとともに、国税庁長官に報告しなければならない。

3 同上

4 会員となるべき税理士で設立総会に出席することができないものは、あらかじめ会議の目的となる事項について賛否の意見を明らかにした書面をもつて出席者に委任して、その議決権を行使することができる。

5・6 同上

(税理士会の会則の変更)

第七条の二 法第四十九条の二三項に規定する政令で定める重要な事項は、同条第二項第四号から第十号までに掲げる事項とする。

2・3 同上

(総会の招集)

第八条 税理士会は、総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、会日より二週間前までに、当該税理士会の会則で定めるところにより、会員（会員である税理士に限る。次条において同じ。）に書面又は電磁的記録により通知しなければならない。

(日本税理士会連合会の会則の変更)

第十一条の二 法第四十九条の十四第二項に規定する政令で定める重要な事項は、同条第一項第一号（法第四十九条の二第二項第四号、第五号、第八号及び第十一号に係る部分に限る。）及び第四号から第六号までに掲げる事項とする。

2 省略

(当該職員の証票携帯)

第十五条 次の各号の当該職員は、当該各号に掲げる場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

- 一 法第四十九条の十九第一項の規定により当該職員が税理士会又は日本税理士会連合会の業務の状況又は帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次号において同じ。）その他の物件を検査する場合
- 二 法第五十五条第一項又は第二項の規定により当該職員が税理士若しくは税理士法人又は税理士であつた者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類を検査する場合
- 三 法第五十六条の規定により当該職員が同条の職務を執行する場合

(国税審議会令の一部改正)

第二条 国税審議会令（平成十二年政令第二百七十八号）の一部を次のように改正する。

(組織)

第二条 省略
2・3 省略

(総会の招集)

第八条 税理士会は、総会を招集しようとするときは、その日時及び場所並びに会議の目的となる事項を、会日より二週間前までに、当該税理士会の会則で定めるところにより、会員（会員である税理士に限る。次条において同じ。）に書面で通知しなければならない。

(日本税理士会連合会の会則の変更)

第十一条の二 法第四十九条の十四第二項に規定する政令で定める重要な事項は、同条第一項第一号（法第四十九条の二第二項第四号、第五号及び第十号に係る部分に限る。）及び第四号から第六号までに掲げる事項とする。

2 同上

(当該職員の証票携帯)

第十五条 法第四十九条の十九第一項の規定により当該職員が税理士会若しくは日本税理士会連合会の業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査する場合又は法第五十五条第一項の規定により当該職員が税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査する場合においては、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(組織)

第二条 同上
2・3 同上

4 審議会に、税理士法第四十五条若しくは第四十六条の規定による懲戒処分、同法第四十八条第一項の規定による決定又は同法第四十八条の二十第一項の規定による処分（第八条第五項において「懲戒処分等」という。）について審査を行わせるため、懲戒等審査委員を置く。

（委員等の任命）

第三条 省 略

2 省 略

3 懲戒等審査委員は、前条第四項の審査を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、審議会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 省 略

2・3 省 略

4 試験委員及び懲戒等審査委員は、その者の任命に係る事務が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員、試験委員及び懲戒等審査委員は、非常勤とする。

（分科会）

第六条 省 略

2 省 略

3 試験委員及び懲戒等審査委員は、税理士分科会に属する。

4 省 略

（議事）

第八条 省 略

2 省 略

5 委員、臨時委員及び懲戒等審査委員は、税理士法の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、自己に関係のある懲戒処分等についての審査又は審査に参加することができない。

4 審議会に、税理士法第四十五条若しくは第四十六条又は第四十八条の二十第一項の規定による懲戒処分について審査を行わせるため、懲戒審査委員を置く。

（委員等の任命）

第三条 同 上

2 同 上

3 懲戒審査委員は、懲戒審査を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、審議会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。

（委員の任期等）

第四条 同 上

2・3 同 上

4 試験委員及び懲戒審査委員は、その者の任命に係る事務が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員、試験委員及び懲戒審査委員は、非常勤とする。

（分科会）

第六条 同 上

2 同 上

3 試験委員及び懲戒審査委員は、税理士分科会に属する。

4 同 上

（議事）

第八条 同 上

2 同 上

5 委員、臨時委員及び懲戒審査委員は、税理士法の規定により審議会の権限に属させられた事項のうち、自己に関係のある懲戒処分についての審査又は審査に参加することができない。

(施行期日)

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第一条中税理士法施行令第七条の改正規定及び同令第八条の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。

(地方自治法施行令の一部改正)

2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

(外部監査契約を締結してはならない普通地方公共団体の職員であつた者の範囲)

第七十四条の四十九の二十二 地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第十号に規定する当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体の常勤の職員(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正前の地方自治法附則第八条の規定により官吏とされていた職員及び警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官を含む。)及び地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とする。

(外部監査契約を締結してはならない普通地方公共団体の職員であつた者の範囲)

第七十四条の四十九の二十二 地方自治法第二百五十二条の二十八第三項第八号に規定する当該普通地方公共団体の職員で政令で定めるものは、当該普通地方公共団体の常勤の職員(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律第一条の規定による改正前の地方自治法附則第八条の規定により官吏とされていた職員及び警察法第五十六条第一項に規定する地方警務官を含む。)及び地方公務員法第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員とする。